

【追加資料 2】

生駒市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱 新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条～第 3 条 略 (意見書の提出)</p> <p>第 4 条 点検評価委員は、委員会の求めに応じ、<u>活動の点検及び評価を行ったときは、その結果</u>に対する意見書を作成し、委員会へ提出するものとする。</p> <p>第 5 条～第 7 条 略</p>	<p>第 1 条～第 3 条 略 (意見書の提出)</p> <p>第 4 条 点検評価委員は、委員会の求めに応じ、<u>第 2 条の点検及び評価の結果</u>に対する意見書を作成し、委員会へ提出するものとする。</p> <p>第 5 条～第 7 条 略</p>